



京都大学医学部附属病院／iPS細胞研究所／医生物研究所では、京都大学医学部附属病院および協力医療機関（別紙2「検体採取機関」）からいただいた検体・情報等（診療情報を含む）を使って、下記の研究課題を実施しています。

#### 【研究課題名】

R91 「ヒト疾患特異的iPS細胞の作成とそれを用いた疾患解析に関する研究」

（G259「ヒト疾患特異的iPS細胞を用いた遺伝子解析研究」は現在、R91研究に統合済み）

これらの研究にご協力いただいた方の中で、ご不明な点がある場合はご参加時に本研究について説明した病院担当医師にご連絡ください。またご自身の検体・情報等を「この研究課題に対しては利用や提供をして欲しくない」と思われた場合には、担当医師にご連絡いただくか、ご参加時に協力意思（同意）の撤回書をお渡ししている場合は、担当医師にご提出またはご送付下さい。

#### 【対象となる方】

別紙2「検体採取機関」に示す医療機関において、上記の研究への参加にご同意いただき、検体・情報等をご提供いただいている方

#### 【利用の目的】

患者様や健康な方に由来するiPS細胞を作って調べたり病気の再現を試みたりすることによって、今は治療が難しい病気の仕組みの解明や将来の新しい治療法の発見を目指しています。（同意文書記載のとおり） この目的のために、各協力医療機関で保管している残余検体・診療情報等を利用させていただいている場合があります。

また、研究発展のため作成されたiPS細胞や得られたデータを国内外の細胞バンクやデータベース、国内外の利用希望研究者（企業による研究も含みます）に提供しており、その際に協力者の診療情報や遺伝情報等の一部を併せて公開したり提供することがあります。細胞や情報はいずれも個人が特定できないよう符号化しております。

#### 【利用または提供している検体・試料・情報等の項目】

（検体）血液、皮膚、検査残余試料、手術摘出組織（骨髄、皮膚組織、心筋組織など）のうち提供を受けているもの、DNA、iPS細胞、分化細胞

（情報等）診断名、年齢、性別、病歴、家族歴、薬剤服用歴、検査結果（遺伝子検査、感染症検査、画像検査など）、問診情報、遺伝子解析情報などのうち全てまたは一部

#### 【利用する者の範囲】

※各機関の研究対象分野によって研究対象者が異なります別紙3「利用する者の一覧」をご参照ください。

〔主な提供方法〕 直接手渡し、郵送・宅配、電子的配信

**【研究責任者】**

京都大学における研究責任者：

京都大学iPS細胞研究所 教授 斎藤 潤

共同研究機関および提供先機関における試料・情報の管理責任者：

別紙3「利用する者の一覧」に記載のある者

**【問い合わせ先】**

京都大学医学部附属病院におけるご協力者からの問い合わせ先：

担当医師または京都大学医学部附属病院 臨床研究相談窓口（平日8:30～17:15）  
（電話） 075-751-4748（E-mail） [ctsodan@kuhp.kyoto-u.ac.jp](mailto:ctsodan@kuhp.kyoto-u.ac.jp)

別紙 試料・情報の提供先 諸外国の個人情報等の取り扱いについて(Ver.20240719)

別紙 3 の番号	当該外国の名称	適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報	当該者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報
195、202、264、266、272、276	イギリス	<p>英国の一般データ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation、以下「UK GDPR」という）とは、英国のブレグジット（欧州連合（EU：European Union、以下「EU」という）からの離脱）に伴って、EU の一般データ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation、以下「EU GDPR」という）の内容に基づいて、2021年1月1日に施行された英国の法律である。</p> <p>〔参照先〕  <a href="https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/b0226c404f93f434/20220001rev1.pdf">https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/b0226c404f93f434/20220001rev1.pdf</a></p>	<p>患者さんや患者さんご家族、そのほかボランティアの皆様から、京都大学へご提供いただいた血液等の試料や情報をそのまま(iPS細胞にしない状態で)、外部の研究機関へ提供することはありません。</p> <p>京都大学では、原則、研究試料の提供に関する覚書（MTA；Material Transfer Agreement）もしくは共同研究契約等の契約を締結のうえ、外部の研究機関へiPS細胞を提供しています。</p> <p>その契約書中で以下を記載しているため、提供先機関においても、京都大学と同様にiPS細胞や情報が取り扱われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試料・情報を扱うには、京都大学が実施する本研究と同等の管理監督を実施すること</li> <li>・提供先機関から第三者へ提供する場合、本研究の倫理審査と同等の審査を実施すること</li> </ul>
156、157、282	スペイン	<p>EU（※）では、EU域内の個人データ保護を規定する法として、1995年から現在に至るまで適用されている「EUデータ保護指令（Data Protection Directive 95）」に代わり、2016年4月に制定された「GDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護</p>	同上

別紙 試料・情報の提供先 諸外国の個人情報等の取り扱いについて(Ver.20240719)

		<p>規則)」が 2018 年 5 月 25 日に施行された。</p> <p>GDPR は個人データやプライバシーの保護に関して、EU データ保護指令より厳格に規定する。</p> <p>また、EU データ保護指令が EU 加盟国による法制化を要するのに対し、GDPR は EU 加盟国に同一に直接効力を持つ。</p> <p>EU : EU 加盟国及び欧州経済領域 (EEA) の一部であるアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン</p> <p>[参照先]</p> <p><a href="https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/EU/">https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/EU/</a></p>	
273	ドイツ	同上	同上
213	スウェーデン	同上	同上
214、279	イタリア	同上	同上
215	ポーランド	同上	同上
161、199、201、208、212、217、218、219、220、221、223、255、256、257、260、262、	<p>アメリカ</p> <p>カリフォルニア州</p> <p>ミネソタ州</p> <p>オハイオ州</p> <p>マサチューセッツ州</p> <p>メリーランド州</p> <p>ミシガン州</p> <p>フィラデルフィア州</p>	<p>包括的な法令は存在しない。個別の分野に適用される法令のうち代表的なものとして、以下の法令が存在する。</p> <p>電子通信プライバシー法 (Electronic Communications Privacy Act of 1986) (以下「ECPA」という。)</p> <p>URL : <a href="https://bja.ojp.gov/program/it/privacy-civil-liberties/authorities/statutes/1285">https://bja.ojp.gov/program/it/privacy-civil-liberties/authorities/statutes/1285</a></p> <p>施行状況 : 1986 年 10 月 21 日施行</p>	同上

別紙 試料・情報の提供先 諸外国の個人情報等の取り扱いについて (Ver.20240719)

265、270、271	テキサス州 ネバダ州	<p>対象機関：個人データの電子的保存 ※1 を行う公的部門（地方自治体を含む。）及び民間部門</p> <p>対象情報：「電子通信」（有線又は電子システムによって全部又は部分的に送信される、あらゆる性質の記号、信号、文章、画像、音声、データ、又は情報の伝達）</p> <p>グラム・リーチ・ブライリー法（Gramm Leach Bliley Act）（以下「GLBA」という。）</p> <p>URL：<a href="https://www.ftc.gov/tips-advice/business-center/privacy-and-security/gramm-leach-bliley-act">https://www.ftc.gov/tips-advice/business-center/privacy-and-security/gramm-leach-bliley-act</a></p> <p>施行状況：1999年11月12日施行</p> <p>対象機関：金融サービス業に「実質的に従事する（significantly engaged）」民間の金融機関</p> <p>対象情報：「非公開個人情報（Non-Public Personal Information）」（金融サービスの提供を通じて顧客から収集されるあらゆる情報）</p> <p>医療保険の携行性と責任に関する法律（Health Insurance Portability and Accounting Act）（以下「HIPAA」という。）</p> <p>URL：<a href="https://www.cdc.gov/phlp/publications/topic/hipaa.html">https://www.cdc.gov/phlp/publications/topic/hipaa.html</a></p> <p>施行状況：1996年8月21日施行</p> <p>対象機関：公的機関（地方自治体を含む。）及び民間機関</p> <p>対象情報：「保護されるべき健康情報（Protected Health Information）」（健康状態、医療の提供、医療費の支払いに関連する</p>	
-------------	---------------	---	--

別紙 試料・情報の提供先 諸外国の個人情報等の取り扱いについて(Ver.20240719)

		<p>情報で、個人に結びつけることが可能なもの)</p> <p>[参照先]</p> <p><a href="https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_america/">https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_america/</a></p>	
1、203、222	カナダ	<p>包括的な法令として、以下の法令が存在する。</p> <p>個人情報保護及び電子文書法 (Personal Information Protection and Electronic Documents Act) (以下「PIPEDA」という。)</p> <p>URL : <a href="https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-8.6/index.html">https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-8.6/index.html</a></p> <p>施行状況 : 2001 年から 2004 年にかけて段階的に施行</p> <p>対象機関 : 商業活動に従事する民間組織及び民間事業者</p> <p>対象情報 : 特定可能な個人に関する情報 (単独で、又は他の情報と組み合わせることにより個人を特定できる可能性が高い場合をいう。)</p> <p>プライバシー法 (Privacy Act)</p> <p>URL : <a href="https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-21/">https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-21/</a></p> <p>施行状況 : 1983 年 7 月 1 日施行</p> <p>対象機関 : 政府や公共団体 (地方を含む。)</p> <p>対象情報 : 特定可能な個人に関する情報 (単独で、又は他の情報と組み合わせることにより個人を特定できる可能性が高い場合をいう。)</p> <p>[参照先]</p> <p><a href="https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_america/">https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_america/</a></p>	同上

別紙 試料・情報の提供先 諸外国の個人情報等の取り扱いについて(Ver.20240719)

		<a href="#">hore_report_canada/</a>	
176、177	クウェート	<p>個人情報の保護に関する制度は、包括的な法令としても、個別の分野に適用される法令としても存在しない。</p> <p>なお、アラブ首長国連邦政府は、2021年9月5日、個人情報保護に関する包括的な法令が近いうちに制定される予定である旨を公表した。</p> <p>〔参照先〕  <a href="https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_arab/">https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_arab/</a></p>	同上
200	インド	<p>包括的な法令は存在しない。個別の分野に適用される法令のうち代表的なものとして、以下の法令が存在する。</p> <p>2000年情報技術法（Information Technology Act, 2000）（以下「情報技術法」という。）          情報技術（合理的なセキュリティプラクティス、手続及びセンシティブ個人データ又は情報）規則（Information Technology (Reasonable security practices and procedures and sensitive personal data or information) Rules）（以下「セキュリティ規則」という。）          URL : <a href="https://www.meity.gov.in/writereaddata/files/itbill2000.pdf">https://www.meity.gov.in/writereaddata/files/itbill2000.pdf</a>          URL : <a href="https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/in/in098en.pdf">https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/in/in098en.pdf</a>          施行状況（情報技術法）：2000年6月9日施行</p>	同上

別紙 試料・情報の提供先 諸外国の個人情報等の取り扱いについて(Ver.20240719)

		<p>施行状況（セキュリティ規則）：2011年4月11日施行          対象機関：原則として民間事業者          対象情報：自然人に関する情報であって、事業者が保有し、又は保有可能性のある他の情報と合わせて、直接的又は間接的に、当該自然人を識別することができる情報          ※セキュリティ規則は、情報技術法に基づいて制定された法令である。          ※上記法令は、いずれも電子形式の情報についてのみ適用される。          ※なお、包括的な法令については、個人データ保護法案（Personal Data Protection Bill）が国会に提出されている。</p> <p>〔参照先〕  <a href="https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_india/">https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_india/</a></p>	
224	イスラエル	<p>包括的な法令として、以下の法令が存在する。</p> <p>プライバシー保護法 5741-1981（Protection of Privacy Law, 5741-1981）          URL： <a href="https://bja.ojp.gov/program/it/privacy-civil-liberties/authorities/statutes/128">https://bja.ojp.gov/program/it/privacy-civil-liberties/authorities/statutes/128</a></p> <p>施行状況：- 施行状況：1981年3月11日施行          対象機関：公的部門及び民間部門          対象情報：「データ」及び「センシティブデータ」に対して適用される。匿名データ及び法人に関するデータについては、同法の適用対象ではないと考えられる。「データ」とは、個人の人格、地位、私</p>	同上



別紙 試料・情報の提供先 諸外国の個人情報等の取り扱いについて(Ver.20240719)

		<p>事、健康状態、経済状況、職業上の資格、思想及び信念に関するデータと定義される。「センシティブデータ」とは、法務大臣が議会委員会の承認を得て指定した個人の性格、親密な状況、健康状態、経済状況、思想及び信念等に関するデータをいうが、本報告書作成時点ではそのような指定はされていない。</p> <p>〔参照先〕</p> <p><a href="https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_israel/">https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_israel/</a></p>	
267	スイス	<p>包括的な法令として、以下の法令が存在する。</p> <p>1992年6月19日のデータ保護に関する連邦法（The Federal Act on Data Protection of 19 June 1992）（以下「DPA」という。）  URL : <a href="https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/1993/1945_1945_1945/en">https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/1993/1945_1945_1945/en</a></p> <p>施行状況：1992年6月19日施行（2013年7月1日最終改正）  対象機関：民間事業者、私人又は連邦機関  対象情報：識別され又は識別可能な自然人又は法人に関するあらゆる情報</p> <p>1993年6月14日のデータ保護に関する連邦法規則（The Ordinance to the Federal Act on Data Protection of 14 June 1993）（以下「ODPA」という。）  URL : <a href="https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/1993/1962_1962_1962/en">https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/1993/1962_1962_1962/en</a></p>	同上

別紙 試料・情報の提供先 諸外国の個人情報等の取り扱いについて(Ver.20240719)

		施行状況：1993年6月14日施行 対象機関：上記連邦法の項を参照 対象情報：上記連邦法の項を参照 〔参照先〕 <a href="https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_switzerland/">https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_switzerland/</a>	
--	--	---	--

※2024年7月19日時点での情報です。

※各国の法令については個人情報保護委員会のWEBサイトを随時ご確認くださいようお願い致します。

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/>